

明治大学政治経済学部西川伸一ゼミナールOB・OG会規約

2014年10月25日総会承認

第1章 総論

第1条 (名称)

本会は、明治大学政治経済学部西川伸一ゼミナールOB・OG会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (会員)

本会は、明治大学政治経済学部西川伸一ゼミナール（以下、「西川ゼミ」という。）に所属し、必要な単位認定を受けた卒業生をもって構成する。

第3条 (目的・事業)

本会は、以下の目的に資するため、会合・行事等を企画・実行する。

- 一 会員相互及び会員と西川ゼミ在籍学生の親睦を図ること。
- 二 母校の発展に寄与すること。

第4条 (本部)

本会の本部は、明治大学駿河台校舎に置く。

第2章 (役員)

第5条 (役員)

本会に以下の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名

第6条 (役員会)

役員会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 役員会は、第13条に定める事項の事前調整を行う。また、その他、本会の事業に関する方針及び重要な事項を審議・決定する。

第7条 (選出)

会長は、総会でこれを選出する。

2 副会長及び事務局長は、会長がこれを指名する。

第8条 (職責)

会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 事務局長は本会の事業を企画・実行する。但し、重要な事項については役員会又は総会の承認を経なければならない。

第9条（任期）

役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第10条（欠員の補充）

任期中に役員欠員が生じた場合は、役員会において補欠を選出して会長がこれを任ずる。この結果を直近の総会に報告し、事後承認を受ける。補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第11条（相談役）

本会に相談役を置く。

- 2 相談役は、会長を2期以上務めた者とする。

第3章（総会）

第12条（招集）

定期総会は、年1回秋に会長がこれを招集する。

- 2 臨時総会は、必要に応じ役員会の要請により会長がこれを招集する。

第13条（承認事項）

以下の事項は、総会の承認を経なければならない。

- 一 会長、副会長及び事務局長の選出
- 二 相談役の称号の授与
- 三 その他役員会において必要と認めた事項

第14条（採決等）

総会の議事の決定は、出席会員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は会長が採決する。

- 2 総会の議事録は事務局長がこれを作成し保管する。

第15条（改正）

本規約を改正するには、会員の発議により総会出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

付則

- 1 本規約は2014年11月1日より施行する。